

「代わりに申込んで」「名義を貸して」「お金を取り戻せます」 信用してはいけません

事例 1

「県民しか買えない老人ホームの入居権がある。名義を貸してほしい」と電話があった。人助けだと思い了解した。

すると、名義貸し取引は犯罪だ。示談金を払え」と言われ、怖くなって宅配便でお金を送ってしまった。

事例 2

「以前、投資詐欺にあっていますね。手数料がかかりますが、お金を取り戻せます」と電話があった。多額の被害にあっていたので、手数料を支払った。

しかし、相手と連絡がとれなくなった。



- 詐欺業者が持ちかけてくる話は巧妙です。立派なパンフレットが届く場合もあります。簡単に信用してはいけません。
- 二重投資の被害にあった方を狙って電話をかけてくる場合があります。
- 少しでも不安を感じたら、消費生活センターや警察などに相談してください。